

○奈良県公安委員会公印規程及び奈良県警察公印規程の一部改正について
(昭和53年9月7日例規第17号)

[沿革] 昭和58年6月例規第12号、59年12月第24号、62年3月第18号、平成4年5月例規第28号、
7年12月第74号、20年3月第13号改正

このたび、別添のとおり、奈良県公安委員会公印規程（昭和36年8月奈良県公安委員会規程第2号）及び奈良県警察公印規程（昭和36年8月奈良県警察本部訓令第6号）の一部改正が行われ、それぞれ昭和53年9月1日から適用されることとなったので、次により適切に運用されたい。

記

1 改正の要点

(1) 奈良県公安委員会公印規程関係

ア 公印の印影の印刷に関する規定を新設した。（第9条の2）

イ 公印の事故報告に関する規程を新設した。（第10条の2）

(2) 奈良県警察公印規程関係

公印の印影の印刷に関する規定を改正した。（第8条の2）

2 運用上の留意事項

(1) 公印の印影の印刷

ア 印刷の範囲

「同一文書」とは、同じ文言を記載する定型的なものをいい、「多数作成する場合」とは1回約100部以上作成する場合をいう。

イ 取扱保管

(ア) 印影の原版及び印刷した文書は、所属ごとに取扱者（原則として、警察本部の次席、副所長、副隊長及び副校長並びに警察署の副署長又は次長及び分庁舎所長）を定め、公印の保管と同じく施錠できる場所へ確実に保管し、紛失等の事故の生じないようにすること。ただし、公安委員会印、公安委員長印、本部印及び本部長印の原版については、総務課保管とするので、印刷後は速やかに提出すること。

(イ) 取扱者は、印刷した文書の出納状況について、それぞれの受払簿に記載してこれを明らかにしておくこと。

(2) 公印の事故報告

公印の盗難、紛失、その他公印に係る事故があった場合は、当該公印の名称、事故の種別、事故発生年月日、事故発生場所、事故の概要及び処置等を速やかに警務部総務課長を経て本部長に報告すること。

3 関係通達の廃止

奈良県公安委員会公印規程および奈良県警察公印規程の一部改正について（昭和45年9月3日例規第32号）は廃止する。